

第 9 6 号議案

足立区災害対策条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区災害対策条例の一部を改正する条例
足立区災害対策条例（平成 1 3 年足立区条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

前文

第 1 章 総則

- 第 1 節 目的等（第 1 条―第 3 条）
- 第 2 節 区長の責務（第 4 条―第 1 1 条）
- 第 3 節 区民の責務（第 1 2 条・第 1 3 条）
- 第 4 節 事業者の責務（第 1 4 条・第 1 5 条）

第 2 章 予防対策

- 第 1 節 災害に関する研究、公表等（第 1 6 条）
- 第 2 節 災害に強いまちづくりの推進（第 1 7 条）
- 第 3 節 建築物等の安全の確保（第 1 8 条―第 2 2 条）
- 第 4 節 火災の防止等（第 2 3 条―第 2 6 条）
- 第 5 節 防災広報及び防災教育（第 2 7 条―第 2 9 条）
- 第 6 節 防災組織（第 3 0 条―第 3 2 条）
- 第 7 節 地域における相互支援ネットワークづくり（第 3 3 条・第 3 4 条）
- 第 8 節 ボランティアへの支援（第 3 5 条）
- 第 9 節 要配慮者への施策（第 3 6 条）

第 1 0 節 複合災害に対する施策（第 3 7 条）

第 1 1 節 防災訓練（第 3 8 条・第 3 9 条）

第 1 2 節 区民、事業者、ボランティア等の意見（第 4 0 条）

第 3 章 応急対策

第 1 節 応急体制等の整備（第 4 1 条―第 4 3 条）

第 2 節 避難（第 4 4 条―第 4 7 条）

第 3 節 救出及び救助の活動拠点等の確保（第 4 8 条）

第 4 節 帰宅困難者対策（第 4 9 条・第 5 0 条）

第 4 章 復興対策（第 5 1 条）

第 5 章 委任（第 5 2 条）

付則

目次の次に次のように前文を加える。

足立区（以下「区」という。）は、その地域特性から大地震及び水害に際して甚大な被害の発生が想定される。そのような中、災害から少しでも多くの生命や財産を守り、「死者ゼロ」を目指すために、区が持つあらゆる資源を用いて災害に立ち向かうこととする。

令和 6 年 1 月 1 日に発災した能登半島地震をはじめとした大地震、近年多発する局地的な大雨、集中豪雨等、災害が、いつ、どこでも発生し得ることを常に念頭に置き、激甚化かつ複合化する近年の災害に即応できるよう備えておかねばならない。

自らのことを自ら守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちを自分たちで守る「共助」、行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」を基本とし、区民、事業者及び区が相互に連携、協力し支え合うことで、誰もが安心して暮らせる真に災害に強いまちの実現を目指すものとする。

第 1 条中「地震、水害等による自然災害に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「災害対策」という。）」を「区における災害対策」に、「足立区（以下「区」という。）」を「区」に、「現在及び将来の

区民の生命、身体及び財産を災害から」を「災害から現在及び将来の区民の生命、身体及び財産を」に改める。

第2条を次のように改める。

（基本理念）

第2条 前条の目的を実現するため、自らの生命を区民自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちを自分たちで守る

「共助」、行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」の考え方を基に、区民、事業者及び区が、それぞれの責務と役割を果たしつつ、相互に補完し、つながり合うことで災害対策の充実及び強化に努めることを基本理念とする。

第44条を第52条とする。

第43条第1項中「都、国」を「国、都」に改め、同条を第51条とする。

第42条中「における帰宅困難者の帰宅に係る混乱」を「、帰宅困難者の一斉帰宅による混乱、事故の発生等」に、「あらかじめ」を「平素から」に改め、「区市町村」の次に「、帰宅困難者対策を推進する団体等」を加え、「帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を講ずるよう」を「帰宅困難者が円滑に帰宅するための支援方法を検証するとともに、一時滞在施設の確保に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 区長は、帰宅困難者の一斉帰宅及びむやみに移動することを抑制するために、帰宅困難者への情報提供、誘導その他の必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第42条を第50条とする。

第3章第4節中第50条の前に次の1条を加える。

（平素からの準備及び災害時の責務）

第49条 帰宅困難者となるおそれのある者は、平素から携帯食料、モバイルバッテリー等、災害時における帰宅に必要な物資及び用具の確保に努めるとともに、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を講

ずるよう努めなければならない。

2 帰宅困難者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅困難者による混乱、事故の発生等を抑制するために、むやみに移動しないよう努めなければならない。

第41条を削る。

第40条第3項中「都及び国」を「国及び都」に改め、同条を第48条とする。

第39条第1項中「災害時に避難する時」を「震災時に避難するとき」に改め、同条を第47条とする。

第38条を第46条とし、第37条を第45条とする。

第36条の見出し中「避難場所」を「広域的な避難場所」に改め、同条を第44条とする。

第35条を第43条とする。

第34条中「区民等」を「区民、事業者、ボランティア等」に改め、同条を第42条とする。

第33条を第41条とする。

第2章第11節の節名中「区民等」を「区民、事業者、ボランティア等」に改める。

第32条第1項及び第2項中「区民等及び防災組織」を「区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織」に改め、同条を第40条とする。

第2章第11節を同章第12節とする。

第31条第1項中「第24条及び第25条に規定する」を「防災区民組織及び第31条の施設の」に改め、同条を第39条とする。

第30条第1項中「都及び防災関係機関」を「国、都、他の区市町村、防災関係機関、防災区民組織等」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の」に改め、同条を第38条とする。

第2章第10節を同章第11節とする。

第2章第9節の次に、次の1節を加える。

第10節 複合災害に対する施策

第37条 区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関と連携を図り、二次災害（地震に伴い発生する火災、帰宅困難者による集団転倒等をいう。）及び複合災害（地震、豪雨等の複数の災害が同時に、又は連続して発生することで被害が拡大し、災害対応の困難性が増す災害事象をいう。）による被害の拡大を防止するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 区民及び事業者は、居住地及び所在地における地震、水害等による被害想定を把握し、各々が災害による被害の予防に努めるとともに、平素から地域の避難体制、避難所等を確認し、災害時に対応できるよう日頃の準備に努めるものとする。

「第9節 要援護者に対する施策」を「第9節 要配慮者への施策」に改める。

第29条中「高齢者、障害者、外国人等災害時に援護を要する者に対する」を「要配慮者への」に改め、同条に次の2項を加える。

2 区長、区民及び事業者は、要配慮者を含めた全ての住民が、災害時においても等しく安全に暮らせるよう努めなければならない。

3 区長、区民及び事業者は、災害時に要配慮者の避難及び避難生活を支援するため、平素から要配慮者と意見等を交換し、支援の方法について必要な協力体制を構築するよう努めるものとする。

第29条を第36条とする。

第28条第1項中「被災者に対する」及び「、都と連携を図り」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する目的を達成するために、区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動への意識を高めるための普及啓発及び育成に努めなければならない。

第28条を第35条とする。

第 27 条中「に対して」を「への」に改め、同条を第 33 条とする。

第 2 章第 7 節中第 33 条の次に次の 1 条を加える。

(マンションの災害対策)

第 34 条 マンションの居住者及びその管理組合は、震災時におけるエレベーターの停止等に備え、平素から非常時に利用できる共用階段及び避難経路を共有するとともに、救出、避難等に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

2 マンションの居住者及びその管理組合は、居住者相互及び地域住民と顔の見える関係づくりに努めるものとし、当該マンションにおける防災組織を自主的に結成し、防災訓練その他の防災に関する活動を行うよう努めるものとする。

3 マンションの建築主等は、第 1 項の備蓄を行うため、必要な場所を建物内に確保するよう努めなければならない。

4 区長は、マンションの災害対策を推進するため、第 2 項の防災組織に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第 26 条中「第 24 条に規定する防災区民組織及び前条に規定する」を「防災区民組織及び前条の」に改め、同条を第 32 条とする。

第 25 条を第 31 条とする。

第 24 条中「地域の自主的な防災区民組織」を「防災区民組織」に改め、同条を第 30 条とする。

第 23 条中「、都と連携を図り」を削り、「防災組織、地域の」を「防災区民組織及び第 31 条の施設の防災組織や地域の」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 区長は、前項の防災教育の実施に当たり、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

第 23 条を第 29 条とする。

第 22 条中「、都と連携を図り」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 区長は、前項の防災に関する広報活動の実施に当たり、必要に応じ

て、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。
第 22 条を第 27 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（あだち備蓄の日）

第 28 条 区、区民及び事業者の全てが、備蓄について考え、必要な備蓄の品目、量、期限等を見直すために、「あだち備蓄の日」を設ける。

2 「あだち備蓄の日」は、毎月 19 日とする。

第 21 条中「、都と連携を図り」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する目的を達成するために、区長は、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

第 21 条を第 26 条とする。

第 20 条を第 25 条とする。

第 19 条を削る。

第 18 条中「、都と連携を図り」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 区長は、前項に規定する目的を達成するために、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

第 18 条を第 23 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（出火防止及び初期消火）

第 24 条 区民は、火気を使用するに当たって、出火を防止するため常時これを監視し、出火に備えて消火器等の配備に努めるものとする。

2 区民は、地震等を感じた場合は、まずは身の安全を確保するとともに、火の元を確認し、出火した際には初期消火に努めなければならない。

3 区民は、通電火災等の電気に起因する出火を防止するため、避難等で自宅を離れる際は、ブレーカーを遮断する等して出火の防止に努めなければならない。

第 17 条中「並びに」を「及び」に改め、同条を第 22 条とする。

第 16 条を第 21 条とする。

第 15 条第 1 号及び第 2 号中「及び」を削り、同条を第 20 条とする。

第 14 条を第 19 条とする。

第 13 条中「特殊建築物等」を「特殊建築物その他区長が必要と認める建築物」に改め、同条を第 18 条とする。

第 12 条第 1 項及び第 2 項中「都及び国」を「国及び都」に改め、同条を第 17 条とする。

第 11 条第 1 項中「都、国」を「国、都」に改め、同条第 3 項中「災害対策事業計画」を「地域防災計画」に改め、同条を第 16 条とする。

第 10 条に見出しとして「（事業者の努め）」を付し、同条第 1 項中「災害を」を「災害の拡大を」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「災害を」を「災害による被害を」に、「周辺住民に対する」を「平素から周辺住民に対する」に、「の実施等、周辺住民等」を「を実施する等、周辺住民」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条を第 15 条とする。

第 1 章第 4 節中第 15 条の前に次の 1 条を加える。

（事業者の備え）

第 14 条 事業者は、事業所に来所する顧客、従業員及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）の安全確保のため、平素から災害に備え、必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、災害時において従業員の一斉帰宅を抑制するとともに、従業員の 3 日分の飲料水、食糧、携帯トイレ等の生活物資の備蓄に努めなければならない。

3 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、あらかじめ事業を継続するための計画を策定し、必要に応じてその検証に努めるものとする。

4 学校等（大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設及び保育所その他子育て支援を行う施設をいう。）の設置者又は管理者は、災害時において当該施設内の待機指示その他生徒等の安全確保のため、あらかじめ必要な対策を講ずるよう努めなければ

ならない。

第9条に見出しとして「（平素から区民がとるべき行動）」を付し、同条第1項中「災害を防止する」を「防災の」に改め、「自己」の次に「及び家族」を加え、同条第2項中「講ずるように」を「講ずるよう」に改め、同項第7号を次のように改める。

（7） 3日分以上の飲料水、食糧、医薬品、携帯トイレ等の生活物資を備蓄し、これらを持ち出すための準備

第9条第3項中「区民は」の次に「、平素から地域における顔の見える関係づくりに努めるとともに」を加え、「協力するとともに」を「協力し」に改め、同条を第12条とする。

第1章第3節中第12条の次に次の1条を加える。

（災害時に区民がとるべき行動）

第13条 区民は、災害時においては、生命及び身体の安全の確保を最優先とし、様々な媒体を用いて情報を収集し、避難方法の判断に努めるものとする。

2 前項の場合において、区内に開設された避難所へ避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するように努めるものとする。ただし、避難指示その他の避難のための措置の指示等があったときは、その指示等に従って行動しなければならない。

3 区民は、災害時、地域において互いに助け合い、負傷者の救護及び要配慮者の援護に努めるとともに、被災後の自らの地域の生活再建及び復興まちづくりの協力に努めるものとする。

第7条及び第8条を削る。

第6条（見出しを含む。）中「区民等」を「区民、事業者、ボランティア等」に改め、同条を第8条とする。

第1章第2節中第8条の次に、次の3条を加える。

（避難所の確保及び運営）

第9条 区長は、災害の発生に備え、平素から避難所の確保に努めると

ともに、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能充実に努めなければならない。

2 区長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。

3 区長は、災害時において、避難所の衛生状態を良好に保つよう努めなければならない。

4 区長は、災害時において、避難所が区、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等との連携により運営できるよう、平素からその良好な関係の構築に努めなければならない。

（災害関連死の防止）

第10条 区長は、災害関連死（当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものをいう。）の防止に努め、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、避難所への避難者のみならず、車中泊避難者、在宅避難者等に対し、それぞれの状況に応じた必要な支援に努めるものとする。

2 区長は、災害関連死を防ぐため、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、備蓄物資の供給のほか、温かい食事の提供、トイレ、風呂等の衛生施設の確保及び管理、就寝スペースの確保等により、生活環境の変化に伴う健康被害の抑制に努めるものとする。

（区職員の育成）

第11条 区長は、あらゆる災害事象に対応するため、防災・減災につながる技能及び知識を習得した区職員の育成に努めなければならない。

2 区長は、前項に規定する目的を達成するため、足立区災害対策本部条例施行規則（昭和52年足立区規則第30号）第7条に定める分掌事務に応じた防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。

第5条の見出し中「に対する」を「への」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出し中「に対する」を「への」に改め、同条中「災害対策事業計画の策定及び」を「災害対策事業の」に改め、「対し」を削り、同条を第6条とする。

第3条第2項中「の目的」を「に規定する目的」に、「の計画（以下「災害対策事業計画」という。）を策定し、その」を「及び法第42条第1項の規定に基づき足立区防災会議が作成した足立区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 区長は、前項の災害対策事業及び地域防災計画の推進に当たっては、国、都及び関係する区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織との連携及び協力に努めるものとする。

第3条に次の1項を加える。

- 4 区長は、災害発生後における区民生活の早期再建を図るため、あらかじめ業務を継続するための計画を策定し、この計画の実施に必要な人員の配置、物資の備蓄及び電力、燃料等の確保をするとともに、必要に応じてこの計画の検証に努めるものとする。

第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（協力要請）

第5条 区長は、災害対策事業の実施に当たり、必要と認めるときは、他の地方公共団体及び公共的団体等（以下「地方公共団体等」という。）に協力を要請しなければならない。

- 2 地方公共団体等の災害対策事業につき協力の要請があったときは、区長は、これに応じなければならない。

第1章第1節中第2条の次に次の1条を加える。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害からの復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 区民 区内に住所又は居所を有する者をいう。
- (4) 事業者 事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 防災区民組織 災害から地域社会を守るため、町会・自治会、マンションの管理組合等を母体として区民が自主的に結成する組織をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障がい者、児童、乳幼児、日本語の理解が困難な外国人、妊産婦その他の災害時において特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難所 災害により自宅に留まることができない区民を保護するための施設で、一次避難所及び福祉（二次）避難所をいう。
- (8) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の災害対策を実施する東京都（以下「都」という。）の関係機関、協定締結機関及び法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (9) 帰宅困難者 災害により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間復旧の見通しが立たない場合に際して、通勤、通学、買い物等の目的で自宅から外出しており、駅周辺地域に滞留している者のうち、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

近年の激甚化かつ複合化する災害に即応するために、規定を整備する

必要があるので、この条例案を提出いたします。